

令5技術管理第708号の3
令和6年(2024年)3月8日

県内関係業界団体の長 様

山口県土木建築部技術管理課長

建設工事における総合評価方式の評価基準等について

平素より、本県の土木建築行政の推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、下記のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特例的な対応を令和6年度から廃止するとともに、評価基準の一部見直しを行うこととしたのでお知らせします。

記

1 主な変更点等

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の廃止

・「継続学習(CPD)制度の取組状況」を評価する証明日(単位取得を証明する基準日)を当該年度の4月1日から入札公告日(又は通知日)までの間とし、評価する取得単位数を推奨単位以上とする。

・「地域活動実績」を評価する期間を過去1年間とする。

(2) 優良建設工事表彰の評価の見直し

・過去3年間に発注業種と同一の業種において山口県優良建設工事表彰制度により表彰された企業を評価する。

(3) 応急対策活動実績の評価の見直し

・過去5年間の応急対策活動実績の評価について、一般工事と海上工事の区分を廃止し、評価項目を統合する。

2 適用

令和6年4月1日以降入札公告する工事

3 添付資料(技術管理課ウェブページにも掲載)

(1) 建設工事における総合評価方式の評価基準等について(別紙 お知らせ)

(2) 建設工事の総合評価方式による競争入札について(令和6年4月)

(3) 総合評価(建設工事)提出様式集(2024)4.1以降

【問い合わせ先】担当：技術指導班 山本
TEL：083-933-3636
E-mail：yamamoto.kouji.02@pref.yamaguchi.lg.jp